

議案第 8 7 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第 1 1 条第 1 項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第 1 1 条第 1 項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) 製造所		(1) 製造所	
ア～エ [略]	[略]	ア～エ [略]	[略]
オ 指定数量の倍数が 2 0 0 を超えるもの	1 件につき <u>9 2, 0 0 0</u> 円	オ 指定数量の倍数が 2 0 0 を超えるもの	1 件につき <u>9 1, 0 0 0</u> 円
(2) 貯蔵所		(2) 貯蔵所	
ア～ウ [略]	[略]	ア～ウ [略]	[略]
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令		エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令	

(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 830,000円
- (i) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,010,000円
- (ii) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,120,000円
- (iii) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,420,000円
- (iv) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,660,000円
- (v) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,880,000円
- (vi) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,100,000円

(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。オにおいて同じ。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき 820,000円
- (i) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき 990,000円
- (ii) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,100,000円
- (iii) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,400,000円
- (iv) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき 1,640,000円
- (v) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき 3,850,000円
- (vi) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,090,000円

(7) [略]	[略]
オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所又は浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,130,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満のもの	1件につき <u>1,340,000円</u>
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>1,500,000円</u>
(イ) [略]	[略]
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>2,140,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>4,350,000円</u>
(イ)・(7) [略]	[略]
カ～シ [略]	[略]
(3) 取扱所	
ア～オ [略]	[略]
カ 一般取扱所	
(7)～(イ) [略]	[略]
(4) 指定数量の倍数が 200を超えるもの	1件につき <u>92,000円</u>
3～5 [略]	
6 法第11条の2第1項及 び危険物の規制に関する政 令第8条の2第7項の規定 による危険物の製造所、貯 蔵所又は取扱所の完成検査 前検査	

(7) [略]	[略]
オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所又は浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所	
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キ ロリットル以上5, 000キロリットル 未満のもの	1件につき <u>1,120,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キ ロリットル以上10 ,000キロリット ル未満のもの	1件につき <u>1,330,000円</u>
(7) 危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上5 0,000キロリッ トル未満のもの	1件につき <u>1,480,000円</u>
(イ) [略]	[略]
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>2,120,000円</u>
(4) 危険物の貯蔵最大 数量が200,00 0キロリットル以上 300,000キロ リットル未満のもの	1件につき <u>4,330,000円</u>
(イ)・(7) [略]	[略]
カ～シ [略]	[略]
(3) 取扱所	
ア～オ [略]	[略]
カ 一般取扱所	
(7)～(イ) [略]	[略]
(4) 指定数量の倍数が 200を超えるもの	1件につき <u>91,000円</u>
3～5 [略]	
6 法第11条の2第1項及 び危険物の規制に関する政 令第8条の2第7項の規定 による危険物の製造所、貯 蔵所又は取扱所の完成検査 前検査	

(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 ア～ウ [略]	[略]
エ 溶接部検査	
(イ)・(ロ) [略]	[略]
(ハ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>990,000円</u>
(ニ) [略]	[略]
(ホ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,720,000円</u>
(ヘ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,320,000円</u>
(セ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,060,000円</u>
(テ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,650,000円</u>
オ [略]	[略]
(2) [略]	[略]

7 法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 (1) 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア [略]	[略]
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ	1件につき <u>430,000円</u>

(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 ア～ウ [略]	[略]
エ 溶接部検査	
(イ)・(ロ) [略]	[略]
(ハ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>950,000円</u>
(ニ) [略]	[略]
(ホ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>1,650,000円</u>
(ヘ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,180,000円</u>
(セ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>3,890,000円</u>
(テ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき <u>4,450,000円</u>
オ [略]	[略]
(2) [略]	[略]

7 法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 (1) 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
ア [略]	[略]
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ	1件につき <u>410,000円</u>

ットル以上10,000 0キロリットル未満の もの	0円
ウ [略]	[略]
エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロ リットル以上100, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>960,000</u> 円
オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロ リットル以上200, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>1,210,000</u> 円
カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロ リットル以上300, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>2,950,000</u> 円
キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロ リットル以上400, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>3,620,000</u> 円
ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロ リットル以上のもの	1件につき <u>4,170,000</u> 円
(2)・(3) [略]	[略]
8～10 [略]	

ットル以上10,000 0キロリットル未満の もの	0円
ウ [略]	[略]
エ 危険物の貯蔵最大数 量が50,000キロ リットル以上100, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>920,000</u> 円
オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロ リットル以上200, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>1,160,000</u> 円
カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロ リットル以上300, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>2,830,000</u> 円
キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロ リットル以上400, 000キロリットル未 満のもの	1件につき <u>3,470,000</u> 円
ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロ リットル以上のもの	1件につき <u>4,000,000</u> 円
(2)・(3) [略]	[略]
8～10 [略]	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。